明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一四〇八～一四二七）　一
○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**九八四～一〇〇三）　四
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**一〇〇四～一〇一〇）　七
○指定装置の指定製作者等の住所を変更した件（**同**一〇一一）　八
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**一〇一二～一〇一四）　九
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（**同**一〇一五）　九
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**同**一〇一六）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　九

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本放送協会落札、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録関係　四五

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　四六

会社その他
会社決算公告　四七～五〇